

青梅市におけるインフルエンザ対応

【概要】

青梅市では、WHOが警戒レベルを4から5に引き上げた翌日、4月30日に第1回青梅市感染症対策本部会議（以下、「対策本部会議」という。）を開き、以降、国内や都内、また、西多摩保健所管内での感染確認、国や都からの通知にもとづく対応の変更、市内中学校の修学旅行の延期など、インフルエンザのまん延を最小限に食い止めるため、必要に応じて対策本部会議を開催し情報の収集・分析を行い、青梅市としての対応方針を決定し、市民への情報提供などを行ってきました。

最近では、8月6日、19日、25日にそれぞれ第9回、10回、11回の対策本部会議を開き、市内におけるインフルエンザ患者の状況を把握するための医師会との連携、市民への情報提供、集団発生を予防するための小・中学校、学童保育所、保育園、幼稚園、高齢者や障害者の社会福祉施設への情報提供や連携などについて協議し対応しています。

【内容】

1 市内におけるインフルエンザ患者の状況について

全国または都内での集団発生が続く中、西多摩保健所管内でも4件の集団発生が東京都から公表されていますが、現時点、市内では東京都の公表対象となる集団発生はありません。

しかしながら、青梅市医師会から、市内医療機関でインフルエンザ患者（ほとんどがA型で新型と考えられる。）の受診が、8月に入り大幅に増えているとの情報が入りました。（入院等重症者なし。人数等は不明。）

2 対策本部会議による最近の対応について

(1) 市民への情報提供・啓発

市内でもインフルエンザ患者が増えていること、早めの受診、うがい・手洗いの励行などについて、青梅市ホームページ、広報おうめ（8/1号、9/1号）などでさらに徹底を図っています。

(2) 小・中学校の対応

新学期に備え、8月21日付けで全小・中学校長あてに通知し、児童生

徒への指導、保護者への通知など徹底を図っています。

(3) 幼稚園、学童保育所・保育所等の社会福祉施設の対応

学童保育所は8月24日付けで全保護者宛に通知するとともに、全学童クラブへアルコール消毒薬を配布した。また、幼稚園、保育所等へは所管する関係部課との連絡を一層密にして対応する旨の徹底を図っています。

(4) 青梅市役所としての対応

8月20日付けで各課宛に通知し職員の感染予防の徹底を図っています。

また、8月21日には、市役所本庁舎、教育センター、健康センター、市民センター、中央図書館、総合体育館等の来場者が利用できるよう施設の入口付近等にアルコール消毒薬を配置し啓発を図っています。

《 担当 健康福祉部健康課 》